平成２８年（フ）第６４５号
川崎市高津区上作延192番地　Ｓｉｎｇ　Ｗｏｏｄ三田　103、前住所愛知県春日井市中新町２丁目18番地６　ＭＩＮＯ－ＲＵ雅103号
債務者　那須　一基
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８０号
川崎市川崎区中島３丁目19番９－405号　グレースナカジマ
債務者　町田　和子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８４２号
名古屋市中川区小塚町41番地　宝タクシー㈱303号
債務者　杉山　幸男
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１０号
愛知県小牧市大字間々原新田414番地２　ビッグベンⅠ201号
債務者　齋藤　　歩（旧姓前田・浅倉）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市二子1439番地５
債務者　菅　　定美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９号
熊本市中央区黒髪２丁目17番10号　あかつき荘102号室、前住所熊本県八代市豊原下町4256番地４（１－103）
債務者　江上知寿子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２２０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番17－208号
債務者　齋藤友禧夫
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３６号
札幌市清田区平岡２条２丁目３番10号　グランドパレス201号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４１号
札幌市東区北23条東14丁目４番13－303号
債務者　青木　和由
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４７号
札幌市南区川沿11条１丁目３番10号
債務者　佐藤　久義
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６７号
札幌市東区北39条東14丁目４番16号　ピーチハウス203号
債務者　濱家　竜一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３３号
釧路市鳥取北５丁目８番１号　奥谷マンション103
債務者　竹内　克見
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上160番地１ホト・フルールＣ号室
債務者　大嶋　俊輔
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第４６４号
相模原市南区下溝1129番地５　ハイツ小山Ⅱ101号室
債務者　齊藤　智子（旧姓珍田）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７２号
相模原市南区相模台団地５番５－208号
債務者　小川　達二
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７３号
相模原市南区相模台団地５番５－208号
債務者　小川　トシ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部